

平成11年12月09日制定

平成25年03月25日改正

関東ミドルボート・オーナーズ・クラブ 会 則

(名 称)

第 1 条 本クラブは関東ミドルボート・オーナーズ・クラブ（以下 [本クラブ] と
言う。）と称する。

英文は **Kanto Middleboat Owners Club (KMOC)** と称する。

(事 務 局)

第 2 条 本クラブ事務局を事務局長の自宅または事務所に置く。

(目 的)

第 3 条 本クラブはセーリングによる会員のシーマンシップの涵養と技術の向上
ならびに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本クラブは 前条の目的を達成するため 次の事業を行う。

(1) セーリング競技会の開催

(2) その他 本クラブの目的を達成する為の必要な事業

(会 員)

第 5 条 会員は次の(1)および(2)の条件を満たす者でなければならない。

(1) J S A F加盟外洋団体の会員であること。

(2) LOA26 フィート～36 フィートのモノハルキール艇のオーナー
若しくは代表オーナーであり、かつ、理事会が承認した者。

または

本クラブ会員2名以上の推薦があり、かつ、理事会が承認した者。

(入会金・会費)

第 6 条 入会金および年会費は理事会が別途定めるところによるものとする。

(名誉会長)

第 7 条 本クラブに名誉会長を置くことができる。

但し、名誉会長は入会金および会費を免除される。

(役員)

第 8 条 本クラブに次の役員を置き、理事の数は 9 名以上とする。

- (1) 会 長
- (2) 副会長
- (3) 理 事
- (4) 事務局長
- (5) 監 事

(役員を選任)

第 9 条 役員は下記により選任する。

- (1) 役員は総会において会員の中より選任する。
- (2) 会長および副会長は理事会において理事の中より選任する。
但し、監事は理事・委員長を兼務することはできない。

(役員任期)

第 10 条 理事および監事の任期は 1 期（2 年）とする。 但し、再任を妨げない。

(会議の種類)

第 11 条 本クラブの会議は総会（臨時総会を含む）および理事会とする。

- (1) 総会は会員を以って構成する。
- (2) 理事会は理事を以って構成する。

(総 会)

第 12 条 総会は本会則に規定する事項ならびに次の事項を議決する。

- (1) 前年度事業報告および収支決算
- (2) 新年度事業計画および収支予算
- (3) その他 本クラブの運営に関する重要事項

(理事会)

第 13 条 理事会は総会に付議すべき事項を審議し、本会則に規定する事項ならびに次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) その他 総会の議決を必要としない業務の執行に関すること。

(会議の開催)

第14条 会議は下記により開催（招集）する。

- (1) 総会は毎年1回12月末日までに開催する。
- (2) 臨時総会は理事会が必要と認めた時または会員の1/2以上から請求があった時開催する。
- (3) 理事会は必要に応じて適時開催し会長が議長を務める。
- (4) 総会（臨時総会を含む）は会長が招集し、議長を務める。

(会議の定足数)

第15条 会議の定足数は下記の通り。

- (1) 総会は会員総数の1/3以上が出席しなければ開会することができない。
但し、委任状による出席は認められる。
- (2) 理事会は理事総数の1/2以上が出席しなければ開会することができない。
但し、委任状による出席は認められない。

(会議の議決)

第16条 会議の議決は下記の方法による。

- (1) 総会の議事は、出席会員の過半数を以って決し、可否同数の場合には議長の決するところによる。但し、委任状による出席は認められる。
- (2) 理事会の議事は、出席理事の過半数を以って決し、可否同数の場合には議長の決するところによる。但し、委任状による出席は認められない。

(議事録の作成)

第17条 総会および理事会の議事録は、議長が指名した理事が作成し、会長が署名しなければならない。

(資産の構成)

第18条 本クラブの資産は次の収入により構成される。

- (1) 入会金
- (2) 年会費
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第19条 資産は理事会の定める方法により財務委員会(財務担当理事)が管理する。

(事業年度・会計年度)

第20条 本クラブの事業年度（会計年度）は毎年1月1日より12月31日までとする。

(委員会)

第21条 理事会は、必要に応じて委員会を設置し、それぞれの業務を分担させる事ができる。但し、委員長は理事または理事会の承認を得た者とする。

(会則の変更)

第22条 本会則を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3/4以上の同意を得た後、総会において会員総数の1/2以上の同意を得なければならない。

付 則 本会則は平成25年3月25日より施行する。

会則施行規則

第1条 入会金・年会費

会員は次の入会金および年会費を納入しなければならない。

但し、年会費の納入期限は当該年度の末日とする。

(1) 入会金： 1,000円

(2) 年会費： 1,000円

第2条 会員資格の有効期間

会員資格の有効期間は毎年1月31日から翌年12月31日までとする。

付 則 本会則施行規則は平成25年3月25日より実施する。